

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 23 年度
条 例 名		神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例	
条 例 番 号		平成 17 年神奈川県条例第 105 号	法 規 集 第 5 編第 4 章
所 管 課		環境農政局環境保全部廃棄物指導課	
条 例 の 概 要		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、県が依頼を受けて行う産業廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、県が依頼を受けて行う産業廃棄物の処分に係る手数料の徴収について定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	産業廃棄物については排出者自らの責任により処理するという廃棄物の処理及び清掃に関する法律の原則から、産業廃棄物最終処分場の建設及び運営に要する経費は、処分手数料をもって賄うという考え方に立ち、事業収支見込みを基に手数料を設定しており、有効に機能している。 なお、平成 21 年 3 月に料金区分を見直すなどの改正を行い、平成 21 年 4 月から施行している。	手数料収入実績 (単位：千円) 18 年度 268,006 19 年度 715,343 20 年度 508,973 21 年度 346,366 22 年度 307,988
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	産業廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関して、手数料の種別・金額、手数料の減免、過料等について定め、効率的な事務執行に資するものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	排出者負担の考え方に立った手数料の設定については、本県における廃棄物の減量、適正処理等に関する法定計画である「神奈川県廃棄物処理計画」(現在「循環型社会づくり計画」として改定作業中)の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要は無い。	特 記 事 項
	次回見直し予定	平成 28 年度	見直し規定の有無 有 (無)